Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年1月26日四国地方整備局四国運輸局

令和6年度「国土交通行政インターネットモニター」の募集について

~より良い暮らしのために、あなたの「声」をお聴かせください!!~

国土交通省では、今後のより良い行政運営に当たっての参考とさせていただくため、国民の皆さまの命と暮らしに直結する社会資本整備や、観光、物流政策など、幅広い分野を所掌する<u>国土交通</u>行政に関する web アンケート調査等を平成 16 年度から実施しています。

令和6年度においても、当該アンケート等にご協力いただける「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集いたしますので、是非ともこの機会を通じ、皆さまの声をお聴かせください。

応募資格に該当する方であれば、どなたでもご応募可能ですので、お気軽にご応募ください。

- 1. 募集者数 全国で1,000名程度
- **2. 募集期間** 令和6年2月1日(木) ~ 2月29日(木)
- **3. 応募方法** 募集期間中に、「国土交通行政インターネットモニターホームページ」 の応募フォームからご応募ください。

URL: https://www.monitor.mlit.go.jp/

4. 応募資格

日本国内に居住する18歳以上(令和6年4月1日現在)の方で、インターネットを利用できる方。ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除く。

5. モニターの仕事

- ・インターネットモニターホームページに提示する「アンケート調査」に回答
- ・国土交通行政に対するご意見・ご要望がある場合は、「随時意見」を提出

※詳細は、別添「募集要領」をご参照ください。

問い合わせ先: 〇大臣官房広報課

課長補佐 髙橋 (内線 21-572) 広聴係長 戸谷 (内線 21-574) 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8187

メールアドレス hat-monitor-kocho@gxb.mlit.go.jp

〇四国ブロック

四国地方整備局 企画部 企画課 建設専門官 牛野

電話 087-811-8308

四国運輸局 総務部 広報対策官 賀出

電話 087-802-6713

令和6年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、令和6年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。

記

1. 募集者数

全国で1.000名程度

2. 募集期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで

3. 応募方法

- ①国土交通行政インターネットモニターホームページ (https://www.monitor.mlit.go.jp/) に アクセスして、「モニター新規応募」をクリックしてください。
- ②「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項 を入力のうえ、2月29日(木)までに応募(送信)してください。
- ※ 応募は1人1回に限らせていただきます。(複数回の応募は無効になります。)

4. 応募資格

日本国内に居住する18歳以上(令和6年4月1日現在)の方で、インターネットを利用できる方とします。

(ただし、次の①~④に掲げる方は除きます。)

- ① 国会議員及び地方議会の議員
- ② 国土交通行政に従事する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ 上記①~③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、令和6年4月上旬~中旬(予定)に内定者に直接メールでお知らせいたします。 なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は「(別表1)モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を郵送にて提出された方に委嘱通知を交付して行います。

委嘱期間は、委嘱の日から令和7年3月31日までです。

(3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロック(別表2)に所属します。 委嘱後にブロック外に転居された場合は、引き続き転居前のブロックの所属としてモニター 活動を行っていただくことになります。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。
 - (国土交通省が提示する「課題(記述式)」についてご意見を提出いただく場合があります。)
 - ※頂いた回答等については、全体の傾向などを整理して公表させて頂きます。その際、
 - 主要な意見を個人が特定できない属性とともに付記する可能性がございます。
 - ※過去のアンケートの回数や実績についてはこちらをご確認ください。
 - → (https://www.monitor.mlit.go.jp/Read/Default.aspx)
- ② 上記①以外に、国土交通行政に関するご意見・ご要望を「随時意見」として提出していただくことができます。
- ③ モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信するX (旧ツイッター)・フェイスブック等のSNSをフォローしていただきます。

7. モニター<u>への謝金</u>

モニターに対して、すべてのアンケート調査等が終了した後、回答の実績に応じて年間約4,000円 (予定)を上限に謝金をお支払いします。ただし、随時意見及び謝金対象外と示しているアンケート については謝金の対象に含みません。また、謝金支払は銀行口座(普通預金)への振込のみでの支払 いとさせていただきますのでご了承下さい。

8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募やモニターとしての活動を通じてご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、取り扱いには細心の注意を払います。

9. お問い合わせ先

国土交通行政インターネットモニターについてのお問い合わせは、国土交通省大臣官房広報課広聴係(03-5253-8111(代表)21574(内線) E-mail: <u>hqt-monitor-kocho@gxb.mlit.go.jp</u>)までご照会ください。皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

(別表1)「モニターとしてお守りいただく事項」

- 1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。
 - ① 資格の除外事項に該当した場合や承諾書の内容に異動があった場合は速やかに届け出ること。
 - ② 自己の I D 及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
 - ③ 他のモニターの I D及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
 - ④ 上記②、③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己 の責任と費用をもって処理解決すること。
 - ⑤ 他のモニターが上記②、③に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
 - ⑥ 上記①~⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を 賠償すること。
- 2. 上記1に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと 認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表2)「ブロック区分」

WEBで 簡単回答!

令和6年度国土交通行政インターネットモニター大募集!!

全国で 1,000人程度 募集



回答実績により 謝金をお支払い いたします

募集 期間

令和6年2月1日(木)~2月29日(木)

詳細は裏面 及び インターネットモニターホームページ https://www.monitor.mlit.go.jp/(右QRコード)をご覧ください。

お問合せ先: 国土交通省 大臣官房広報課 電話: 03-5253-8111(内線21574)

メール:hqt-monitor-kocho@gxb.mlit.go.jp





国土交通行政インターネットモニターって?

広く国民一般を対象として、国土交通行政の課題に関しインターネットの利用による質の高い意見・要望等の聴取を図り、国土交通行政の施策の企画及び立案並びに実施のための参考に資することを目的として、平成16年度から実施している制度です。

モニターは何をするの?

- ○国土交通省が提示するアンケート等にご協力いただきます。
- 〇国土交通行政に関してモニター自身が気付いたご意見・ご要望を「随時意見 書」として提出することができます。
- 〇モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省のSNS(X(旧Twitter)やFacebook等)をできるだけフォローしていただくようお願いします。

応募資格

日本国内に居住する18歳以上の方で、インターネットを容易に利用できる方。

(国会・地方議会の議員、国土交通行政に携わっている常勤の公務員、国土 交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は応募できま せん。)

モニターの期間

委嘱の日から令和7年3月31日 までの期間 回答の実績に応じて年間約4,000円 (予定)を上限に謝金をお支払いします。

モニターへの謝金

応募方法

下記サイトより応募してください。

国土交通省HP内の国土交通行政インターネットモニターサイト URL: https://www.monitor.mlit.go.ip/



※モニター選考について等詳しくは、HP掲載の募集要領でご確認ください。

国土交通行政インターネットモニター

検索